

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2022年5月19日

吹田市長 様

提出者

住所 大阪府吹田市南吹田二丁目19番1号
 氏名 株式会社日立金属ネオマテリアル
 吹田工場長 長塩 隆之
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 06-6381-6067

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2021年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社日立金属ネオマテリアル 本社・吹田工場
事業場の所在地	大阪府吹田市南吹田二丁目19番1号
事業の種類	23：非鉄金属製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2021年4月1日 ～ 2022年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	956.000 t	全処理委託量	956.000 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	優良認定処理業者への処理委託量	956.000 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	再生利用業者への処理委託量	0.000 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

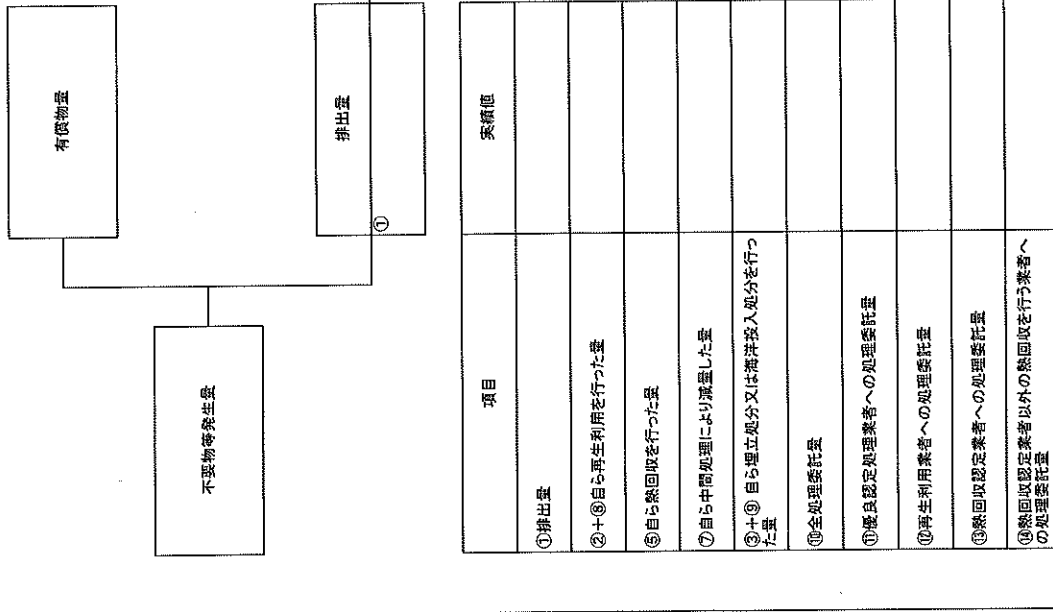
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	247.000t
	前年度	910.930t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
電子マニフェスト 2012年4月から導入。		

※事務処理欄

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類:

別紙6のとおり



項目	実績値
①排出量	
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+④ 自ら熱回収を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪減量認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙6(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(2021年度実績)

単位:トン/年

コード	名称	特別管理産業廃棄物の種類										⑫+⑬ 自ら再生利 用を行った 量	⑭+⑮ 自ら埋立加 分又は海洋 投入処分を 行った量			
		①精出量	②自ら選別 再生利用し た量	③自ら直接 埋立処分又 は海洋投入 処分した量	④自ら中間 処理した量	⑤④のうち 熱回収を 行った量 (自ら熱回収 を行った量)	⑥自ら中間 処理した後 の残存量	⑦自ら中間 処理により減 量した量	⑧自ら中間 処理した後 再生利用し た量	⑨自ら中間 処理した後 自ら埋立加 分又は海洋 投入処分し た量	⑩直接及び 自ら中間処 理した後の 処理委託量 (全処理委託 量)			⑪⑩のうち 優良認定処 理業者への 処理委託量 (優良認定処 理業者への 処理委託量)	⑫⑩のうち 再生利用業 者への処理 委託量(再生 利用業者へ の処理委託 量)	⑬⑩のうち 熱回収認定 業者への処 理委託量(熱 回収認定業 者への処理 委託量)
7000	引火性廃油							0.000							0.000	0.000
7010	引火性廃油(有害)							0.000							0.000	0.000
7100	硫酸	√3.150						0.000		3.150	3.150				0.000	0.000
7110	硫酸(有害)							0.000							0.000	0.000
7200	強アルカリ	√2.825						0.000		2.825	2.825				0.000	0.000
7210	強アルカリ(有害)							0.000							0.000	0.000
7300	感染性廃棄物							0.000							0.000	0.000
7410	廃PCB等(下記以外)	2.104						0.000		2.104	2.100				0.000	0.000
7411	廃PCB							0.000							0.000	0.000
7412	PCB汚染物	12.873						0.000		12.873	12.873				0.000	0.000
7413	PCB処理物							0.000							0.000	0.000
7421	炭石綿等(高放射性)							0.000							0.000	0.000
7422	指定下水汚泥							0.000							0.000	0.000
7423	鉱さい(有害)							0.000							0.000	0.000
7424	燐酸(有害)							0.000							0.000	0.000
7425	廃油(有害)							0.000							0.000	0.000
7426	汚泥(有害)							0.000							0.000	0.000
7427	炭酸(有害)	√804.955						0.000		904.955	904.955				0.000	0.000
7428	廃アルカリ(有害)							0.000							0.000	0.000
7429	ばいじん(有害)							0.000							0.000	0.000
7430	13号廃棄物(有害)							0.000							0.000	0.000
7440	廃水銀等							0.000							0.000	0.000
								0.000							0.000	0.000
合計		925.907	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	925.907	925.903	0.000	0.000	0.000	0.000

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物のコード及び具体的な名称を記入してください。

※数量に関しては、小数点以下3桁表示として記入してください。

様式第二号の九の第三項に記載された特別管理産業廃棄物の発生から処理までのフロー(①~⑮)に示す量を順に記入。